

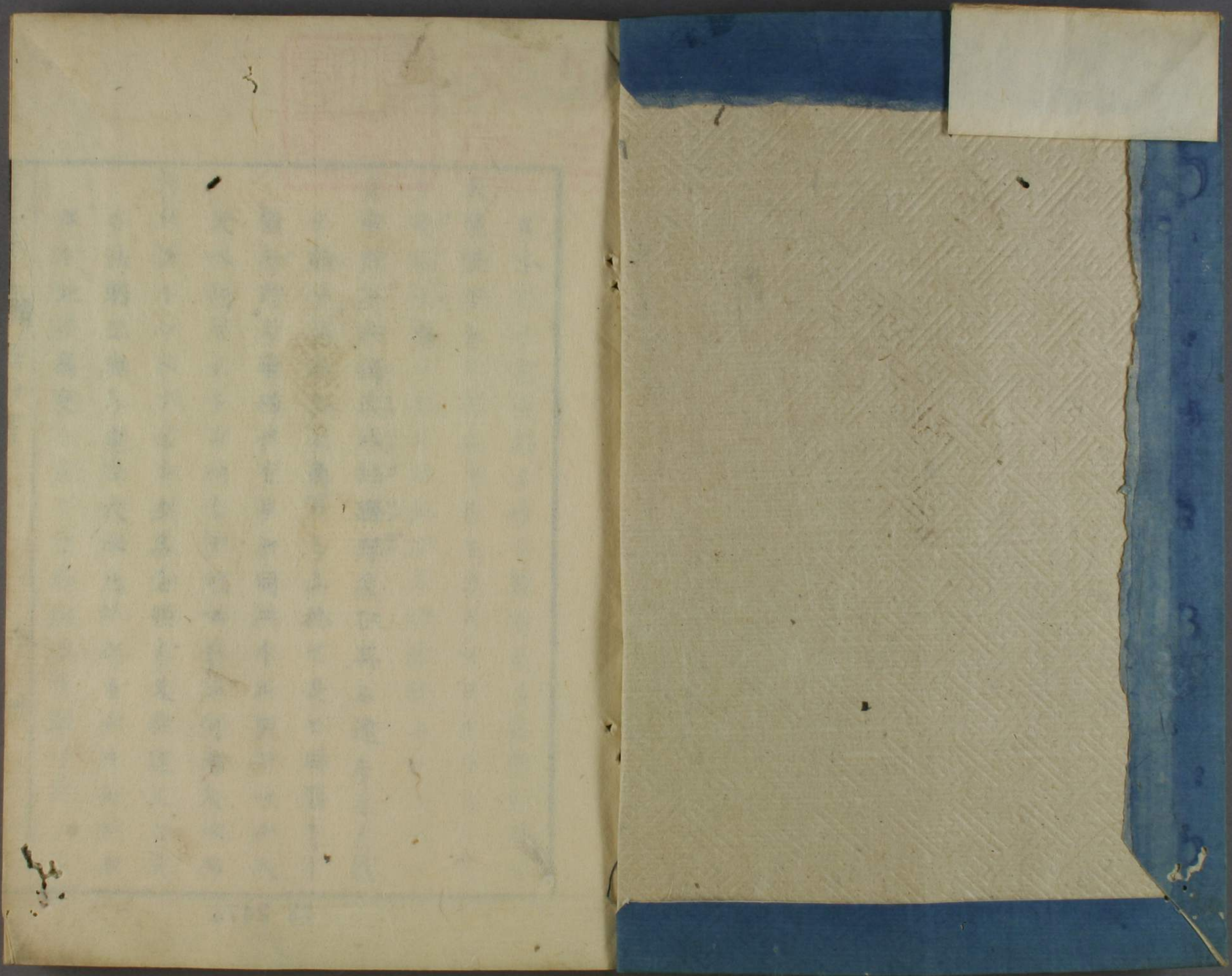
外務省
蔵版

日本獨逸條約書

全

洋学文庫
文庫8
E 98







日本... 其全... 命... 皇... 其...
 天皇陛下と...
 帝漏生國日本...
 皇帝陛下ハ獨逸北部聯邦及び其連を...
 と雖も其運上と商買とふ於て是と同盟を...
 國々即ち帝國バイラン同ユイルテンベルク
 大ヘルツクトンバトデンマイン河南大ヘル
 大ソクトンヘツスンの名を領し又我運上と貢
 の法則と與みざる大ヘルツクトンロキ、ン
 ボイシの爲免

条約書

日本獨逸兩國の間ニ貿易通航の縁を盛ん
とせん事を欲し條約を結ばん事を決定し日本
天皇陛下ハ第一等官議定兼外國官准知事東久
世中將第三等官神奈川縣知事兼外國官判事
寺嶋陶藏第三等官外國官判事井關齋右衛門
と其全權ニ命じ

宇漏生國

皇帝陛下ハ日本在留獨逸北部聯邦のシヤルエ
大カネールマクスアウグストシビヨフフンブ
ランドと其全權ニ命じ雙方互ニ其委任狀と

示し其狀實良好にして適當たるを察し以て
左の條々を協議決定せり

第一條

爰ニ條約を結ぶる國并其人民の間ニ永世の
平穩無窮の和親あり

第二條

宇漏生國

皇帝陛下ハ日本ニ其公使を命じり之の理ありべ
し此公使ハ今爰ニ條約を結ぶる他の獨逸國
國ニ代りて事を執るの權あり

右獨逸條約濟の國よりコンシールゼ子ラール
を命ず及び日本何きの開港場又何きの開市
場みとコンシール或ハ副^フコンシール又ハコンス
ラルアエントを命ずるの理ありん^ル此吏
人等ハ日本政府と最も懇^{コン}親なる國のコンシ
ラル吏人と同様別段の免許及び權を受くる
の理ありん^ル

字漏生國

皇帝陛下より命ざる所の公使并コンシールゼ子
ラールハ日本の諸部を故障なく旅行するの

理ありん^ルべし裁判をべき權あり獨逸國のコン
シラル吏人の若し其裁判すべき境界^カ中にて
獨逸船の破船するや或ハ人命及び貨物又危
害等の事ありし時ハ其事實を監察^カする爲め其
場所又往くの理ありん^ル然りと雖も獨逸コ
ンシラル吏人其時^ル當^ル先其土地の日本
官府へ其趣意并其赴く處の場所を書翰^ル
告知すべし其節ハ日本官府より重立たる吏
人を以て必む之と同導せしむるべきあり

大日本

天皇陛下もベルリンの王宮内は公使を置く事
を得又獨逸國々の港及び市中は若し他國コ
ンシユラル吏人在勤する事なれば日本コンシ
ユル吏人をも又此所は命ずるの理あるなり
日本の公使及びコンシユラル吏人ハ互の約束
に依て右條約濟の獨逸國々は於て他國の公
使并コンシユル吏人と同様今或は此後受くる
處の別段の免許并權を受くべきなり

第三條

箱館兵庫神奈川長崎新潟并佐港大坂の市街

及び港并は東京市街此條約施行の日より右
條約濟の獨逸國々の人民及び交易の爲めは
開くなり

前條の市街及び港は於て獨逸國々の人民永
久居住する事を得なり故は地所を借り家屋
を買い住宅倉庫を建する事勝手なるなり
獨逸臣民の住すべき場所并は其家屋を建べ
べき場所ハ獨逸國コンシユル吏人其地は在る
相當の日本吏人と相談の上之を定むべし且
港則ち右同様なり若し獨逸國コンシユル

吏人及び日本吏人此事に付議定し得ざる事
らざる之を獨逸國の公使及び日本政府へ申
立

日本人の獨逸國人民住すべき場所の周圍に
牆壁或は柵門を設けず其他自由の出入を妨
ぐべき圍ひを營まざる

獨逸國の臣民無故障遊歩すべき境界は左の
如し

箱館新瀉に於ては諸方へ十里とす夷港にて
は佐州全嶋とす

神奈川にては川崎と品川の間は在りて江戸
灣に流を落る六郷川を限とし其外は諸方十
里とす

長崎にては其周圍に在る長崎府の支配地を
限とす

兵庫にては京師の方へ京を距る事十里の地
に限り他の諸方へ皆十里とす

大坂にては南へ大和川口より舟橋村迄夫よ
り教興寺村を通し佐太まで線を引き之を限
りしとす堺の市中へ右線の外なれ共獨逸國人

の遊歩を免すべし東京に於ては新利根川口より金町まで夫より水戸街道に沿ひ千住宿大橋迄夫より隅田川へ南川上へ登り古谷上郷まで夫より小室村高倉村小矢田村萩原村宮寺村三木村田中村の諸村落より線と引六郷川に於て日野の渡場までを限とす右十里の距離に前條各所の裁判所より陸上を算とす

其一里ハ亭漏生一万二千四百五拾六フー
ト英吉利四千二百七拾五ヤールド佛蘭西三千

九百十メートル宛

若し獨逸國々の人民前條の則を犯し境界に出る事ありバ墨是哥銀百枚を拂ふべく若し再び犯す時ハ二百五十枚の罰金を拂ふべし

第四條

日本に在留する獨逸國人民ハ其自國の宗教を自由に行ふの理ありべし故に其居留地に其宗教を奉むる為に宮社を營む事勝手たり

第五條

日本に在留する獨逸國人の間は身上或は其所持の品物を付て争論起る事ありは獨逸國吏人の裁斷を任るべし

日本長官は右條約濟の獨逸國々の人民と他の條約濟外國人との間起る争論に於ても亦關係する事ならざるべし

若し獨逸國の人民より日本の人民に對し訴訟する事ありは日本長官此事件を裁斷するべし
若し日本人より獨逸國人に對し訴訟する事

ありは獨逸長官之を裁斷するべし

若し日本人獨逸人に逋債ありて之を償ふ事を怠り或は欺偽を以て之を逃さんとすの時其相當の日本長官是を裁斷し其債主より逋債を償ふべし
又獨逸人欺偽を以て逃さんとす或は日本人に逋債を償ふ事を怠る時其獨逸長官正しく裁斷し逋債を償ふべし
為り諸事其力を盡すべし

獨逸長官も日本長官も於ても兩國の人民互

は相關する通債の償ふ事なくべき

第六條

日本人民或は他國の人民に對し惡事をあせし獨逸人民の獨逸國にシテ吏人よ訟へ獨逸國の法度を以て罰を處す

獨逸國の人民に對し惡事をあせし日本人民に日本長官よ訟へ日本の法度を以て之を罰すべし

第七條

此條約或は之に附屬する貿易の規律を犯せ

しよつぎ取立處を罰金或は其物を取揚し事ハ獨逸國にシテ吏人の裁斷を因らば其取立たる罰金或は取揚品の都て日本政府よ屬を處す

取押へたる荷物ハ日本長官并は獨逸國にシテ長官よて其荷物に封印をなす獨逸國にシテよて裁斷する迄ハ運上所の倉庫に取押へ置かる

若し獨逸國にシテ其荷主又ハ引請人正理なりと裁斷する時ハ其品物を速よコンシテ

引渡すべし然りと雖も日本長官若し右コン
シールの裁断に同意せむ尚高官の裁判より
人事を欲せば右荷主又ハ引請人其品物の真
價を其裁断済迄獨逸コンシールへ預くべし
取押へられし荷物容易に腐敗せむき質の
物なむ其代價を獨逸コンシール所より預り荷
物の荷主或ハ其引請人より渡すべし

第八條

貿易の爲め開き又ハ開くべき日本の諸港に
於て獨逸國人民ハ獨逸國領或ハ他邦の港に

り禁制に非ざる諸種の貿易品を輸入し是を
販賣し又ハ是を買入を獨逸國或ハ他邦の港
に輸出する事自由なるべし此條約に附屬を
る税目と擧たる租税而已と相納免他の諸税
ハ總て拂ふ及むず

獨逸國の人民ハ諸種の商物を日本人より買
入を又日本人より販賣する事を得べし又其賣
買或ハ代價受取り拂ひの時と當り日本吏人
之に關係する事なからざるべし
獨逸國人民日本國の開港場に於て買入たる

日本産物と日本他の開港場と諸税を拂ふ事
なく輸送する事自由なるべし

日本人の獨逸國々或は開港場と於て獨逸國
人民より諸類の商物を日本役人の立合なく
買入を又之を貯藏し及び之を其用と供し或
は再び販賣する事勝手たるべし尤日本人
獨逸國々の人民と貿易するに付ては日本人
相共の商買するに付取立る運上より餘分は
日本政府より取立ざるべし
且諸大名并に其使用する人々の現在取締の

規則を守り定例の運上を納る時一般の通
則に従て獨逸國々又日本諸開港場と赴き其
場所より日本役人の立合なく獨逸國々の人
民と交易する事勝手たるべし

総ての日本人の日本産物又は他國の産物を
日本開港場へ或は日本の開港場より或は日
本開港場の間と或は他國の港より或は他國
の港へ日本人或は獨逸人民所持の船と積
入輸送する事自由なるべし

第九條

日本政府ハ日本ニ在留スル獨逸國々々ノ人民
日本人と通辨或ハ師表^{ヒヨウ}召使等ノ諸役ニ使用
シ是を法度ニ違背セザル諸用ニ給スル事を
妨^ヒズル^ハ併^シテ^モ若^シ此日本人罪科
と犯す時ハ日本の法度を以て罰スル^ル
日本人獨逸國ノ船中ニ於て諸般ノ職事ニ雇
^ル事勝手^ニスル^ル

獨逸國人ノ雇置ル^ル日本人若^シ其雇主ニ同
道^ノ海外ニ出^ル事と其地ノ官府ニ願出^ル時
ハ政府ノ印章を得^ル且既^ニ日本慶應二年

丙寅四月九日西洋千八百六十六年第五月廿
三日日本政府より觸書を以て布告^{フコウ}セ^シおと
く日本人ハ其筋より政府ノ印章を得^ル修
業或ハ商賣^ノたり獨逸國々々ニ赴^ク事を得^ル

第十條

此條約ニ添^フル交易ノ規律ハ此條約と一體
とあ^ルもの^ニみ^て雙方とも堅^ク之^を守^ル

日本ニ於て獨逸國公使と日本政府より任^ス

第 十 一 條
日本政府ハ獨逸人貿易の爲ニ開きたル各港
の最寄ニ船々ノ出入安全ヲため燈明臺燈明
船浮木及ビ瀬標^{セブルシ}ヲ備ふル
日本吏人各港ニ於テ密商及ビ禁制ノ品出入
を防ぐた爲ニ至^レ適^{テキ}ノ規律ヲ設くる

第十條

獨逸國の船日本の開港場ニ入來ス時之を港
内ニ導^ミくた爲ニ水先案内者ヲ雇ふ事自由なる
べし又其船総ての通債及ビ商税納濟の上ニ
テ發航せんときハ時ハ港外へ出ス爲ニ水先
案内者ヲ雇ふ事勝手なる

第十三條

獨逸國の商人ハ日本の開港場へ商物を輸入
し其租税を納めし上ハ日本運上所長官より
其商稅收免濟の證書を請ふの理有べし且此
證書ハ右商物を再び日本の他の開港場

又出入する共まゝ商税を納むるに及ぶる
也

日本政府諸開港場は於て倉庫を取建する事と
務むべし且其倉庫は於ては輸入する人或は
荷主の願に任せ其品物の運上を納る事なく
之を蔵り置の理あり

日本政府より其品物を預り置間の損害あり
様は引受くべし尤外國商人どもは入置きた
る品物のたる火難の受合をもち得る様政府
は於て總て肝要なる設けをもちくべし又其商

物と輸入する人或は荷主是を倉庫より引取
らんとする時の運上目録通りの運上を拂ふ
也其品物を再び輸出せんと欲する時の輸
入運上を納るに及ぶる品物を引取節ハ孰と
も蔵敷を拂ふ也右蔵敷高并は貸蔵取扱
向の規則は雙方相談の上之を定むる也

第十四條

獨逸國の人民日本開港場内は輸入し此の條
約に定たる商税納濟の諸貨物に日本人獨逸
人は拘るべし其荷主より日本國の諸部は輸

送りしり得る勿論之に租税或は道路の運上等何等の税とも拂ふ事ならず
日本の産物の陸路水路修復の為め諸商賣に付て取立る通例の運上の外別は運送運上と收了事なく日本人の日本の内何れの地より諸開港場へ運送する事勝手たる也

第十五條

外國貨幣の日本國內に於て故障なく通用せんと欲するが為め日本政府の速に日本貨幣製造法の緊要の改正を為すを務むべし且

日本重立たる貨幣製造局并に諸開港場に於て取建べき貨幣局にて外國人及び日本人の其身分に拘らずに諸種の外國貨幣及び掉金銀と其吹換入用と差引き日本貨幣と同種同量の割合とを以引換べし此吹換入用の雙方協議の上定むる

獨逸國及び日本の人民互に拂方と為さる外國或は日本の貨幣を用ゆる事勝手たるべし日本銅錢を除き諸種の貨幣并に貨幣製造する外國金銀は日本國より輸出する事を得

第十六條

若し日本運上所の吏人商人より申立し價を
 付て異存ありし時其商物に價を極め其極め
 たる價を以て買入る事を談じし事自由たる也
 若し荷主此價附して兼諾せしむる時日本運
 上所吏人の極めたる價を從て其税銀と扱む
 若し其價付して兼諾せしむる時其談じし價を

第十七條

少くも減むる事あり直ちに荷主は拂ふ也
 若し獨逸國の船日本の海岸にて破船し或は
 漂着し又ハ已むを得ず日本の港内に避け來
 るおとけりば相當の日本長官是を知り或否
 速に其船を可成丈扶助を加ふべし其船中の
 人々を懇に取扱ひ要用ありし時其人人々最寄
 の獨逸國コンシエール館に赴くべき方便を與ふ
 也

第十八條

獨逸國海軍備用の諸品の日本國の諸開港場
に陸揚し獨逸吏人の保護をも倉庫に藏り置
べし尤夫が為め租税を納むる事ありと雖も
若し此備用品を日本人或は外國人に賣る事
ありば其買主より相當の租税を日本長官に
納むるべし

第十九條

日本
天皇陛下他國の政府及び其人民と與へ或は爾
後與へんとするに總て別段の免許及び便宜に

條約を結ぶる獨逸國々の政府及び其人民と
も此條約施行の日より免許あるべきを今爰
に確定せり

第二十條

來る壬申年則千八百七十二年第七月第一日
至り此條約の趣實驗に緊要ある變革或は改
正を加ふる為め是を再議し得べし然りと雖
も此再議の趣は少くも一年前より告知せし
若し
日本

天皇陛下此期限前ニ各國の條約を議事
欲シ其事ニ就テ他の條約濟の各國ヨリ同意
セバ條約を結ぶ獨逸國々モ又日本政府の望
みニ從ヒ此會議ニ加ふ

第二十一條

獨逸國々の公使或ハコンシール吏人ヨリ日本
長官ニ贈ル總テ公の書翰ハ獨逸語を以テ記
スベシ然ト雖モ便利の爲メ此條約施行の日
ヨリ三年の間ハ和蘭語或ハ日本語の譯文と
添

第二十二條

此條約ハ獨逸語日本語と以テ各四通ジ
記シ其文意ハ各同義ナリ

第二十三條

此條約ハ日本

天皇陛下及び字漏生

皇帝陛下互ニ名を記シ印を調シテ確定シ本書

ハ十八月の内ニ取替ラズ

此條約ハ名を記シ日ヨリ施行ス

右證據トシテ雙方の全權此條約ニ名を記シ

印と調をるもの也

日本明治二己巳年正月十日

西洋千八百六十九年第二月廿日

於神奈川

東久世中將花押

寺島陶藏花押

井關齋右衛門花押

フォンブラント印

日本國に於て獨逸國人交易を為る定則

第一則

獨逸船日本の港に着して後四十八時中日本

時四日曜日を除き甲比丹カピタニ或ハ船長より日本運

上所の役人へ獨逸コンシユルの請取書を見

べし右ハ都て船中の書類積荷目録等を獨逸

岡士館コンシユルへ預多たる旨示せらるものなり其上右

甲比丹或ハ船長書付を差出し以て其船の入

港手数を為るなり

右書付ハ船號并其船の出帆し來りし港の

名噸數甲比丹或ハ船長の名又船中ニ旅客あらバ其旅客の名并ニ其船の乗組人數と認めたりとのヨシテ右甲比丹或ハ船長其書付の無相違趣と證シ其名と自記するとの也右書付と共に右甲比丹或ハ船司其積荷の告書と預くべし是ハ包貨ツミモノの記号及び番号并ニ其品物の種類斤數と其送狀ニ認めある通りニ記載シ荷物引受人の名と記シたりとのあり且船中用意品の目録も右告書へ加ふべし但し甲比丹或ハ船長右告書ハ其船の總積荷及び

條約書

船中用意品の無相違書付ある事を證シ是ハ其名と自記するべし若し右告書中相違の廉カドを心付きたる時西洋二十四時日本十日曜日を除く中の罰金を拂ふ事ありし之を書き改め得べし然るといへども此期限後ニ書改むるか或ハ之ニ書入るるニ於てハ墨斯哥銀十五枚の罰金を拂ふべし
告書中ニ漏れし諸品物ニ付てハ運上の外別ニ罰金を拂ふべし其罰金の高ハ其品物ニ

條約書

付て拂ふ運上と同トカク
甲比丹若しくハ船長此定則ニ示したる期限
中ニ日本運上所へ其船の入港手数を為ら
怠らば右入港手数を怠る日毎ニ墨斯哥銀六
十枚の罰金を拂ふべし

第二則

日本政府ハ其港内へ入津ル各船(軍艦を除
く)運上所役人と差置べき理^ハカク
船中より右運上所役人と丁寧ニ取扱ひ且成
るべき丈^ハ相當の用便をなすべきべし

日没より日出る迄の間ハ運上所役人より別
段の免許あけまハ船より品物を卸さべし
且^ニ艙口^ニ其外総て船中荷物の納ま^ル場所
の入口より日没より日出ま^ルの間ハ日本役
人ニ封印^シ錠を鎖^シ或ハ堅く固封^シ置べ
し若し免許あ^ルて日本運上所役人の固封
し置たる入口の封印等を破り又ハ取除く時
ハ其犯したる人々^ニ毎ニ墨期哥銀六十
枚の罰金を拂ふべし
日本運上所へ相當の差出書を出さざ^レて荷

物を船中より卸し或は卸さんと謀る品の
 次は定めしる通り捕押へ且取上る
 包貨の中目録中より載ぶる價ある品々を藏し
 以て日本國の收納を減さん趣意にて仕組た
 るもの取上る
 若し獨逸船日本の開うづる港にある諸品
 を密商し或は密商せんと謀る時其諸品を
 日本政府より取上る犯せし毎に其船より墨斯哥
 銀一千枚の罰金を拂ふべし
 脩復を要する船より運上を拂はせしめて其積

荷と陸揚し得べし右の陸揚したる諸品の日
 本役人預りあるべし且藏敷人足賃并は守護
 めたり都て相當の入費を拂ふべし然りと
 へども若し其荷物の内を賣拂ふ時其賣た
 る分の定例の運上を拂ふべし
 積荷と同港内の他船へ移すを別は運上を
 拂ふに及ぶずといふも日本役人見分して
 事實無相違を知り然る後船移めたる右日本
 役人より渡す免狀を以て船移しすべきあり
 若し右免狀を受ずして船移ししもの其犯

せり毎々墨斯哥銀六十枚の罰金を日本政府
に納むる
阿片を輸入するに禁制ありて交易のたゞ日
本に渡來する獨逸各船其船中三斤以上の
阿片を所持する時其餘量を日本政府へ取
押滅却せしむる且阿片を密商し又ハ密商せん
と謀りしもの右密商し或ハ密商せんと謀
る阿片一斤毎々墨斯哥銀十五枚の罰金を
拂ふる

第三則

荷主或ハ荷物引受人荷物を陸揚する事を
願ふ時其荷物の差出書を日本運上所へ出
すべし此差出書の差出を為す人の名又其荷
物を輸入せし船の名其記号番号積荷の種類
斤數并々各種の價を認むるものよし此
差出書中に載たる諸物價の總計其書面の
末に記すべし荷主又ハ荷物引請人其差出書
に諸品の真價を載せし趣を差出書に記し以
て之を證し又日本運上の害とならば其もの
を隠し置らざる旨を證すべし且荷主或ハ荷

物引請人此證書に其名と自記すべし
 差出したる荷物目録の本書に運上所の役人
 へ差出し役人其差出書中より記したる品々と
 調べ終るまで其本書に役人の手より留先置べ
 日本役人へ右差出したる荷物の一部或は総
 躰と改め得べし又其れが為り其荷物を運上
 所へ持來り得べし然りと雖も之を改むるに
 付輸入人其失費と拂ふ事なく又品物の損
 せざるよし取扱い改濟の上は日本人再び其

荷物を可成丈其元形に包装すべし且之を改
 むるに不用の時日を費さざるべし
 荷主又ハ輸入人其荷物を請取らざる前輸入
 の途中より損傷^{シキヤウ}ありと見出す時の運上所の
 役人へ其損傷の趣を知らせ其職よりして廉潔^{レンケツ}
 ある人二人或ハ二人以上より其價を極め
 むべし但し其人々篤と検査^{ケンサ}の後各色の損ト
 高と歩割を記し其記号番數を認め證書を出
 せしむるに尤其證書に運上所の役人立會りて
 右價附をありたる人々其名と自記すべし且

輸入人の其證書を差出書へ添へ相當の高と引落さるべし
然りといへども此定則に添ゆる條約第十六ヶ條に載るる通り荷物の價付るる事と付運上所の役人之と妨ぐべからず
運上拂濟の後ハ荷物と渡すべき免狀を荷主へ渡さるべし
荷物ハ運上所にてハ船中にてハ輸出せんとも諸品の船中へ輸送する前日本運上所ニ差出を為さるべし
其差出ハ書面ニ

し其荷物を輸出さるべき船名并ニ包貨の記号番數其貨數斤數及び代價を記載さるべし
輸入右差出書中ニ載たる諸品の無相違趣を認め以て之を證し之ニ其名を自記さるべし
運上所ニ差出を為さるる以前輸出の如く船中ニ送りたる品々并ニ禁制の品々を包入せし荷物ハ總て日本政府へ取上るべし
船々其乗組又旅客の用物或ハ旅客の衣服等ハ運上所へ差出を為さるる及む若し獨逸商人日本の産物と日本の或開港場より他の開

港場へ輸送せんと欲する時ハ其品物を輸出
する時拂ふべき運上を運上所へ預け置べし
六ヶ月の後他の開港場へ右荷物を陸揚せし
趣を示せる證書を其地の運上所より持参せ
る右預り置たる運上ハ無異論速ニ返却すべ
し
他邦の港へ輸出せらるる品物を萬一右
期限内ニ前條の證書を差出さざる時ハ荷積
せしめの自ら右品物の代價を殘らざり日本役
人へ拂ふべき趣を認めしる證書を差出さるべ

然りとついで其船若し或開港場より他の
開港場へ運送せらる航海中破船せらる事ありば
右運送先の運上所の證據の代りニ破船せし
とつ證據を別ニ持來るべし尤商人ハ右證
據を一ヶ年の内ニ差出すべし
日本役人疑敷思ふ品物ハ右役人是を取押置
然りとついで日本役人直ちニ其事を獨逸
國コンシール吏人ニ告知せしむべし

獨逸國コンシユル吏人取上る事ニ裁判セし品
物を直ちニ日本長官へ渡さるべし且獨逸國コ
ンシユル吏人より言付し罰金の拂方ハ其吏人
最も速ニ催促し日本長官ニ收むべし

第四則

出港を願ふ船々の二十四時日本十時前ニ運上
所ニ告知せしむ此期限後ハ其船出港せしむ
理あり然りと雖も其出港を否む時ハ運上所
の役人等速ニ甲比丹又ハ其船の引請り人ニ
右出港を否む譯と告げ又其趣を獨逸コンシユ

ルニ知らすべし船司運上所より與ふる諸運
上拂濟の證書を持参せしむれば獨逸コンシユル
ハ預り置きたる書類を船司へ送るべし

獨逸國軍艦ハ運上所へ入港又ハ出港を願ふ
を要せむ又其軍艦ハ日本運上所役人或ハ
取締の役人來る事あり

獨逸國の蒸氣飛脚船ハ同日ニ入港と出港を
為し得べし且日本ニ上陸する旅客并ニ陸揚
する品々の外ハ告書を差出る事を要せしむ

べし然りといへども右蒸氣船の何れの時よ
ららるる運上所へ入港并は出港の願を為し
得べし

船中用意品の為りに入津する鯨漁船或は困
難船の其積荷の告書を出る事を要せし然り
とつども引續き商賣を願ふ時の第一則は
掲る通りの告書を預くるべし

此定則中又は此定則を添ふ條約中船と稱す
るもの何れの處よりともツバルク
ブリツキシヨールナルシヤループ船又蒸氣船

と云

第五則

日本國の收納を害せん為る偽の告書或は證
書へ名を自記したるもの其犯を毎墨斯
哥銀百二十五枚の罰金と拂ふべし

第六則

噸税の日本の港に於て獨逸船より取立る事
あり
但し次は定めたる謝銀の運上所役人より差出
るべし

一 船の入港手數に付 墨西哥銀十五元
 一 船の出港手數に付 墨西哥銀七元
 総て此規則に載らる處の荷物船積陸揚の免
 許に付てハ謝銀を出さ事ふらるべし健固狀
 等の如き他の證書に付て洋銀一枚半

第七則

総て日本に陸揚したる品々ハ次の運上目
 録に從ひ日本政府へ運上を拂ふべし

第一種

明礬

百斤ニ付一分銀〇一五
 此銀三文目二分五厘

檳榔

全 〇四五

銅ボタン

百四十四
 即十ニゼイン 全 〇二二
 全 三文目三分

蠟燭

百斤ニ付全二个二五
 全 三文目七分五厘

帆木綿類

十ヤルトニ付全 〇二五
 全 三文目七分五厘

巻烟草

一斤ニ付全 〇二五
 全 三文目七分五厘

丁子并母丁子

百斤ニ付全一个
 全 三文目七分五厘

コシニイル

全 全二十一个

繩 船用

全 全一个二五
 全 三文目七分五厘

緑綿

百斤ニ付一分銀一个二五

此銀三文目七分五厘

木綿織物類

生金巾

晒金巾

小巾金巾

白綾金巾

白紋金巾

深紋金巾

深無紋金巾

雲齋木綿

カムブリックス

寒冷紗

更紗形寒冷紗

柳條布

コイルチング

コット子ツト

更紗類

右品々染色

巾三十四インチ迄十ヤールト付一分銀〇〇七五

此銀一文目一分二厘五毛

巾四十インチ迄 全
巾四十六インチ迄 全
巾四十六インチ以上 全

〇〇八七五

全一文目三分一厘二毛五糸

〇一

全一文目五分

〇一一二五

全一文目六分八厘七毛五糸

唐棧類

又布

右

巾三十一インチ迄 十ヤールト付一分銀〇一七五

全一文目六分二厘五毛

巾三十一インチヨリ
四十三インチ迄

全

全

〇二五

全三文目七分五厘

畝織天鷲絨

綿天鷲絨

紋綿天鷲絨

繻子

サチ子ツ

綿純子

右

巾四十インチ迄

十ヤルト三付一分銀〇二

此銀三文目

縞布

巾三十一インチ迄

全

〇〇六

全九分

巾四十三インチ迄

全

〇〇九

全一文目三分五厘

手拭

十二三付全

〇〇五

全七分五厘

木綿繻絆同股引

全

〇二五

全三文目五分

飯臺掛

一枚ニ付

〇〇六

全九分

木綿より糸同片より糸百斤ニ付全

七个五

白并染色

全 七文目五分

但卷真の有無又拘り

木綿糸

白并染色

全

五个

阿仙藥

全

〇七五

翡翠孔雀毛類

全

一个五

燧石

全

〇一二

檳榔膏

全

〇四五

雌黄

全

三个七五

全 十一文目二分五厘

條約書

硝子板

一箱十フット四方入一分銀〇三五

此銀五文目二分五厘

膠

百斤ニ付全

〇六

全九文目

安息香并安息油

全

二个四

麒麟血

全

全六文目

一个八

没藥

全

全十二文目

乳香

全

一个八

石羔

全

〇〇八

全一文目二分

生牛皮

全

一个二

全三文目

牛角鹿角

全

全

一个〇五

犀角

全

全

三个五

全七文目五分

馬蹄

全

全

〇三

全四文目五分

水靛藍の流動物

全

全

〇七五

全十一文目二分五厘

土靛藍の乾きたる物

全

全

三个七五

全十一文目二分五厘

象牙各種

全

全

十五个

丹

全

全

一个五

全七文目五分

唐の土

全

全

一个五

全七文目五分

條約書

批一

黃丹

百斤ニ付一分銀一個五

此銀七文目五分

同油

全 全

一個五

革

全 全

二個

麻布類

十ヤールトニ付全

〇二 全三文目

丹柄

百斤ニ付全

〇一五

アソベラ敷物

一卷ニ付 四十ヤールト 全

〇七五

全 十二文目二分五厘

金類

銅并青銅

板掉釘等作きつもの

百斤ニ付全

三個五

全 七文目五分

黃銅并板釘

全 全

二個五

全 七文目五分

熟鐵 掉大細并釘等

全 全

〇三

全 四文目五分

鐵塊

全 全

〇一五

全 二文目二分五厘

船脚し用の鐵

全 全

〇〇六

全 九分

鐵針金

全 全

〇八

全 十二文目

鉛塊

全 全

〇八

全 十二文目

鉛板

全 全

一個

亞鉛

全 全

〇六

全 九文目

鋼

百斤ニ付一分銀〇六

此銀九文目

錫

全 三个

鐵葉

重九十斤
迫の箱

〇七

全 十文目七分

蠟引形付敷物

地敷

十ヤルトニ付全

〇三

全 四文目五分

同似革敷物

家具用

全

〇一五

全 二文目七分五厘

白胡椒

百斤ニ付全

一个

黑胡椒

全

一个

木香

全

二个二五

全 三文目七分五厘

水銀

全

六个

幾那鹽

一斤ニ付全

一个五

全 七文目五分

藤

百斤ニ付全

〇四五

全 六文目七分五厘

大黃

全

一个

鹹魚

全

〇七五

全 十一文目二分五厘

白檀

全

一个二五

全 三文目七分五厘

蘇木

全

〇四

全 六文目

海馬牙

全

七个五

全 七文五分

一角牙

一斤二付一分銀一个

鮫皮

百枚三付全

七个五
全七文目五分

嗅烟草

一斤二付全

〇三
全四文目五分

石鹼 シヤボン
掉 たふろり

百斤二付全

〇五
全七文目五分

紫梗 シモツヤク
一洗具の種

全

一个七五
全十二文目二分五厘

赤黑砂糖

全

〇四
全六文目

白砂糖

全

〇七五
全十二文目二分五厘

氷砂糖

全

一个

棒砂糖

全

一个

烟草類

全

一个八

朱

全

全十二文目
九个

毛織物類

大羅紗

小巾羅紗

ハビッコロフス

中等羅紗

右

巾三十四インチ迄

十ヤールト付一分銀〇六

巾五十五インチ迄

全 全 一个

此銀九文目

巾五十五インチ以上

全

全

一个二五

是班牙製縞耳羅紗

全

全

〇七五

毛緞子

フラ子ル

羅脊板

全 三文目七分五厘

スエルジス

右

小巾 十ヤルト付一分銀〇四五

此銀六文目七分五厘

旗布

全

全

〇一五

全 二文目二分五厘

吳呂服類

蘭口吳呂服

全

全

〇七五

全 十一文目二分五厘

英口吳呂服

全

全

〇四

ラスチイニング

クレープラスチイニング

ウラルスネット

クレパメリノス

其外都て毛織物類

右

巾三十四インチ迄

十ヤルト付一分銀〇三

此銀四文目五分

巾三十四インチ以上

全

全

〇四五

全 六文目七分五厘

毛木綿交織物

イミテーションカムレット

イミテーションラステイニング

プレインヨルレンス
 プレインルストル
 アルパカ
 ダマスクス
 タフハセラス
 カスサンドラウーレンス
 プレインファイギュルツト
 フィギュルツトルストル
 バラシース
 イタリヤンコロツ
 ロスセルコルツ

其外毛と木綿と交たる織物

右

巾三十四インチ迄
 十ヤールト二分銀〇三
 此銀四文目五分

巾三十四インチ以上 全 〇四五
 全 六文目七分五厘
 ブラケット并馬鐘 十斤ニ付 全 〇五
 全 七文目五分
 モヘール敷物 一枚ニ付 全 〇五
 全 七文目五分
 ブレイヅ并シヨールス 全 〇五
 全 七文目五分
 形付毛織飯臺掛 全 〇七五
 全 十二文目二分五厘
 毛織縹絆同股引 十二ニ付 全 〇八
 全 十二文目
 毛木綿交織縹絆股引 全 〇五
 全 七文目五分
 毛糸 白并漆色 百斤ニ付 全 十
 全 十文

第二種 無税品

食料又ハ荷物運送ニ用ユル諸獸類

碇并鎖ノ碇繩

石炭

外國ノ衣裳

但此運上目錄中ニ載セザル品ニ限リ

金銀貨幣又作りたるもの又ハ作らざるもの

穀類

米 粃 小麥 大麥 燕麥 裸麥

豆類 粟 黍 稗 玉黍

右粉類

油糟

荷造ニ用ユル筵

板本

塩

塩漬ノ食料樽ニ入キタルもの

硝石

ソルドル

タル并チヤン

茶を製スル鍋并竈

茶鉛

旅中用荷物

第三種 禁制品

阿片

第四種

元代に隨ひ五分の税と
扱むべき品

兵器并軍用諸品類

巴里斯品

長沓并沓

時計類并オールゴール

珊瑚

及物類

藥種水藥類 即人参等の

漆具

西洋陶器磁器

諸般家具 新舊と
論せむ

硝子器

金銀の糸并紐

ゴム類并香椒類

硝子燈類

鏡類

珠玉類

機械類并鐵及び鋼器

絹糸或ハ絹木綿雜織物絹毛雜織物類即天鵞絨

スグブロカ
シデの類

油畫并銅板畫類

香具石鹼

金銀きせ并減金器類

獸皮類

遠目鏡并學藝ニ用ゆる器具

酒類酒精食料諸類

材木

其他右ニ掲げざる諸物品

何きの日本人も日本開港場又ハ海外ニ於て
旅客又ハ荷物を運送せべき各種の帆前船蒸
氣船とも買入る事勝手なるべし尤軍艦ハ
日本政府の免許あるれば買入る事を得
日本人買入たる諸外國船ハ蒸氣船より一噸
より付一分銀三個帆前船より一噸より付一分銀
一個の運上を定め通り相納る時ハ日本船と
して船目錄ニ書載せしむる尤其船の噸數を定

むらり日本長官の需に應じ其筋のコンシ
ルより本國の船目錄の寫と相示し其真を證
るべし

軍用諸品ハ日本政府及び外國人ニ而已販賣
るべし

第八則

總て輸出るべき日本産物ハ次の運上目錄ニ
從ひ日本政府へ運上を拂ふべし

第一種

乾鮑

百斤ニ付 一分銀三個

| | | | | | | | |
|----------------|--------------|------------------|--------------|------------------|------------|------------------|-----------------|
| 鮑貝 | 樟腦 | 茯苓 | 桂皮 | 桂子 | 石炭 | 縹綿 | 棕櫚皮 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 〇〇八 此銀一文目二分 | 一个八 全十二文目 | 〇七五 全十二文目二分五厘 | 〇三 全四文目五分 | 二个二五 全三文目七分五厘 | 〇〇四 全六分 | 二个二五 全三文目七分五厘 | 〇四五 全六文目七分五厘 |

乾魚 即鮭鱈

鰯

五倍子

銀杏 ギンナ

麻

蜂蜜

鹿角

煎海鼠

全

全

全

全

全

全

全

全

〇七五

全 十一文目二分五厘

一个〇五

全 七分五厘

〇九

全 十三文目五分

〇四五

全 六文目七分五厘

鐵 日本産

寒天

鈴

茸

魚油

菜種油

書物用紙類

下品の紙 但し返り紙

全

全

全

全

全

全

全

全

〇六

全 九文目

二个二五

全 三文目七分五厘

〇九

全 十三文目五分

五个

〇三

| | | | | | | | |
|--------------|----------|------------|-------------|------------|--------------|---------------|--------------------|
| 菜種 | 刺昆布 | 板昆布 | 酒并燒酎類 | 屑布 | 五升芋 | 牡丹皮 | 豆類 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 全 六文目七分五厘 | 全 九文目 | 全 四文目五分 | 全 十三文目五分 | 全 一文目八分 | 全 一文目二分五厘 | 全 十二文目二分五厘 | 全 四文目五分 三个七五 |

| | | | | | | | |
|---------|----------|--------------------|----------|-----------|-------------------|-------------------|--------------------|
| 壳蠅 | 真綿 | 熨斗糸 | 玉糸 | 生糸并より糸 | 乾海老 | 鱈鰭 | 胡麻 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 全 七个 | 全 二十个 | 全 七个五 全七文目五分 | 全 二十个 | 全 七十五个 | 全 一个八 全十二文目 | 全 一个八 全十二文目 | 全 〇九 全十三文目五分 |

| | | | | | | | |
|-----------|-----------|---------|-----------|-------------|-----------|-------|-----|
| 葉烟草 | 番茶 | 茶 | 硫黄 | 醤油 | 蚕卵紙 | 屑糸并屑蛹 | 蛹 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 百斤二付全 | 一枚二付全 | 全 | 全 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 〇七五 | 全 七文目五分 | 三个五 | 〇三 | 〇四五 | 〇七五 | 二个二五 | 十二个 |
| 全 十文目二分五厘 | 全 十文目二分五厘 | 全 四文目五分 | 全 六文目七分五厘 | 全 一文目二分五厘五毛 | 全 三文目七分五厘 | | |

長崎より輸出せらるるものに限るべし

| | | | | |
|---------|-----------|---------|-----|---------|
| 製したる烟草 | 索麵 | 木蠟 | 密蠟 | 材木 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 一个五 | 〇四五 | 一个五 | 二个五 | 全 七文目五分 |
| 全 七文目五分 | 全 六文目七分五厘 | 全 七文目五分 | | |

箱館より輸出せらるるものありて既に人工と経たるもの及び荒木の儘ありては檜松トバ杉の如き柔木の都く百コク又付一分銀一个

擲神フノイタヤ栗ハ一擲柱ホウスコロ
ヤセ擲擲擲擲クヲガキの如き堅木ハ都
て百コクニ付一分銀七ヶ六

第二種 無税品

金銀 貨幣ニ造リ
たるもの

金銀 貨幣ニ造ラ
ざるもの

但一公の入札にて只政府より賣渡せしむ

第三種 禁制品

米 粃 小麥 大麥并其粉

硝石

第四種 元代ニ隨ひ五分の税を
收むべき品

竹器諸類

銅及び銅器諸類

木炭

材木

人參并是ニ掲げざる藥品

鹿茸

蔞席類

絹衣服并織物又ハ縫箔したる衣服其他掲げ

ざる物品

日本に在留する獨逸國人及び獨逸國船の乗組人又ハ旅客自己の入用ニ滿テる丈ケハ輸出目錄ニ載テる輸出禁制の穀物并ニ粉を買入ル事と許スベシ尤右穀物并ニ粉を獨逸國船ニ積入んとスル前必ダ通例の通り運上所より船積の免許状を得べきなり
禁制穀物及び諸粉類と諸開港場の間ニ輸送スル事ニ付日本政府是ニ故障となルコトハ然りとシテ一トモ万一日本人并ニ外國人右品

物を或開港場より運送スル事ニ付格別の事故よりて當分の内是を禁ズんと欲セシ日本政府右の趣意とニケ月前ニ獨逸長官ニ告知ラセバ且此禁制ハ事實不得止の時而已ニシテ速ニ此禁を解ク事ニ日本政府ハ注意ス
此税則ニ載テる日本一斤十目六ハ佛蘭西の六百零四グラム五十三センチグラム又ハ英吉利一ポンド三分の一ニ當リ
一ヤールドハ英吉利尺度三フットニ當リ佛

蘭西の九百十四ミリメートル〔ストリシヤ〕
當る

英吉利の一フートハ佛蘭西の三百四ミリメ
ートル七又當り日本曲尺の一尺より一寸の
八分一丈ケ長

材木の一コクハ英吉利十立方フート又ハ米
利堅厚サ一インチの木尺百二十フート又當
る

一分三分ニ文目ハ銀貨より其重サ佛蘭西
の八グラム六十七センチグラム〔英百三十四

ゲレイン〕より下らむ其質ハ純銀九分又下ら
ず其交セ物ハ一分より多からざるべし
一セントハ一分を百おせしと云ふ

第九則

運上所諸取扱向荷物の陸揚船積及び船人足
小遣等雇方又付開港場又於て是迄訴訟の起
り不都合を除うんがた各開港場の長
官速又外國のコンシユルと談判し雙方協議の
上右不都合決して生ぜざる様規則を立し日
本人と外國人の交易并其用向を可成丈ケ

都合能相便一且安全ありし様雙方あり
又議定せし
諸開港場又於て荷物陸揚船積のり又用也
る波戸場の内りて品物を船積する前又陸揚
る後暫時假し納るたは小屋掛ヶを日本政
府りて作る

第十則

此條約施行る後五年の條約を結ぶ雙方の
内りて望む時の輸入輸出の商税を再議るべ
し然し若し此期限前日本政府他國の政府と

再議る時の條約濟獨逸國々も此議より加る

明治二己巳年正月十日

千八百六十九年第二月二十日

於神奈川

東久世中將花押

寺島陶藏花押

井關齋右衛門花押

フォンブランド印

條約書附屬

一 獨逸公使より來狀

以手紙致啓上候然も拙者字國

皇帝の全權として日本

帝國の全權の求も應も委細申進候趣

も即ち木綿毛織及び綿毛交ぜ織襦絆

股引の下落せも運上施行の義も

日本政府前年第八月第十七日の求の

通り一千八百六十六年第六月二十五

日の條約再議の上可被改の絲茶輸出
税施行可相成節より前文下落せし輸
入税を施行せし尤右の趣を條約
に掲ぐると同様の權と義理可有之候
右得御意候以上

獨逸北部聯邦公使

第二月第二十日

フオレブランド

東久世中將閣下

寺島陶藏貴下

井關齋右衛門貴下

以手紙致啓上候然ニ今日御面晤の節
種々御談申上候趣尚又申進候一千八
百六十三年運上目錄を被改又一千八
百六十六年第六月第二十五日條約を
被結候時皆此事ニ關係せし他の國々
の利益の爲め種々被定候廉も有之目
今新條約取結の義ニ付て御一同へ御
相談の折柄我獨逸國産ニ付運上の高
を減却被致候事是亦當然の事と被存

候就てハ木綿毛織又綿毛織混せし襦
絆股引ハ獨逸産物も有之候故之が
運上を御引下げニ相成候様御一同へ
今日申上候義ニ御座候尤絲茶運上被
改候節ハ拙者ニ於てハ日本政府の趣
意ニ相隨候積りニ候間當今閣下ニ於
てと拙者の願の通りニ被致候様希望
致候右可得御意如此御座候以上

獨逸北部聯邦公使

第一月第二十八日 フォンブランド

東久世中將閣下

寺島陶藏貴下

井關齋右衛門貴下

以手紙致啓上候然ハ貿易定則第六則
 基き各國の商船出入港の節其船司
 より手數銀相納來候處右よてハ不公
 平ニ付船の大小ニ從ヒ噸税相納候方
 當然の由御申越之趣御尤ニ存候御望
 ニ任せ右變革の儀條約濟各國と追て
 再議可致候尤此書簡の趣ハ條約中ニ
 載たりと同様ニ有之候右爲可得御意
 如此御座候以上

己正月十日

井關齋右衛門

寺島陶藏

東久世中將

獨逸北部聯邦公使

エムフオンブラン

閣下

前ニ朕ガ委任全權ノ重臣ト李漏生國

皇帝陛下ノ全權公使ト會議シ左之通取結ビタ

ル大日本國ト獨逸北部聯邦及ビ其二連ナラズ

ト雖モ其運上會社ニ關スル國々ト和親貿易定

則トモ親シク通覽シテ至當トス故ニ天地ト悠

久ヲ期シテ是ヲ遵守センヲ約ス是ヲ定證セ

ンガ為メ朕カ名ヲ記シ大日本國ノ印章ヲ鈐ス

明治二己巳年九月九日

御名 御印章

右大臣從一位藤原朝臣實美花押

明治二己巳年正月十日即千八百六十九年第二月廿日横濱於テ取結ビタル大日本國ト獨逸北部聯邦及ビ其二連ナラズト雖モ其運上會社ニ關スル國々ト和親貿易通航スルタメノ條約ニ付大日本國
天皇陛下及ビ孛漏生國
皇帝陛下各記名鈴印シタル證書ヲ互ニ取替
サンコヲ決シ玉ヒシニ由リ臣等謹テ是ヲ檢
閱シ敢テ間然スベカラサル者トナシ乃互ニ
是ヲ取替シ其證トシテ茲ニ日本語獨逸語各

明治二己巳年正月十日即千八百六十九年第二月廿日横濱於テ取結ビタル大日本國ト獨逸北部聯邦及ビ其二連ナラズト雖モ其運上會社ニ關スル國々ト和親貿易通航スルタメノ條約ニ付大日本國
天皇陛下及ビ孛漏生國
皇帝陛下各記名鈴印シタル證書ヲ互ニ取替
サンコヲ決シ玉ヒシニ由リ臣等謹テ是ヲ檢
閱シ敢テ間然スベカラサル者トナシ乃互ニ
是ヲ取替シ其證トシテ茲ニ日本語獨逸語各

二通ヲ認メ其姓名ヲ謹記ス

明治二己巳年九月十三日

外務卿

澤從三位清原宣嘉花押

外務大輔

寺島從四位藤原宗則花押

明治二己巳年九月十三日
外務卿
澤從三位清原宣嘉花押
外務大輔
寺島從四位藤原宗則花押

